

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」案に関する意見

日本生活協同組合連合会

今回、意見募集に付された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の素案（以下、「基本方針」または「基本方針素案」）では、「消費者市民社会の形成における重要な役割の担い手」としての消費者観が全体を通して貫かれています。このことは、生協の理念とも合致しており、大いに評価できます。

基本方針の確定後は、国としての役割を果たし、消費者教育推進のための施策を着実に実行してください。とりわけ、消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会（以下、「地域協議会」）の設置をはじめとする、都道府県や市町村レベルでの取り組みへの支援を積極的にすすめてください。

以上を前提として、各方針に対する意見を申し述べます。

1. 消費者の権利としての消費者教育：新たに項目を起こして記述を追加してください（I 2 関連）

国際消費者機構(Consumer International)が提唱する消費者の8つの権利のひとつに、「消費者教育を受ける権利」があります。消費者の権利については、I 2(2)やIII 2(5)に一部記述がありますが、「消費者の権利としての消費者教育」という視点は重要だと考えますので、I 2「消費者教育の必要性」に新たに項目を起こし、記述を追加してください。

2. 国の役割：自治体間格差を生じさせないための支援を含め、「国の役割」をまとめて記述してください（II 2 関連）

地域における消費者教育の取り組みを推進するための国の役割は、この基本方針素案では、各主体による連携・協働、人材の育成・活用、情報収集・提供や今後の推進方策の項などに、それぞれ記述があります。しかし、昨年7月に消費者庁が定めた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」では、「消費者庁の取り組み」が「自治体への期待(提言)」とは別の章にまとめられていて、国の役割が明確でわかりやすく示されています。「地方消費者行政の充実・強化のための指針」に倣い、基本方針でも、II 2の冒頭に新たに項目を起こして「国の役割」をまとめて記述してください。

また、消費者委員会は2012年12月25日の意見で、消費者教育・啓発に係る自治体間格差を生じさせないために必要な支援策の検討を求めています。この支援策の検討についても、「国の役割」の項に明記をしてください。

3. コーディネーターの育成：重要な役割に着目して表現を強調してください（III 2 (3) 関連）

消費者教育の人材(担い手)として学校の教職員が第一に挙げられていますが、研修参加もままならない学校現場の実情については消費者教育推進会議においても度々意見が述べられているところであり、消費者教育は多様な担い手が支えることが望ましいと考えます。その意味で、消費者教育の多様な担い手と学校や地域をつなぐ

コーディネーターの役割はきわめて重要です。基本方針素案には、コーディネートの役割が「必要」と記されていますが、「きわめて重要」と記述を変更してください。

4. 情報提供の実効性確保：本文をよりわかりやすい表現に変更してください〈Ⅲ 3 (3) 関連〉

個々の消費者の情報アクセス能力の格差への対応（アクセスが困難な消費者への適切な情報提供）が明記されたことは、評価できます。より具体的でわかりやすい表現に改める方がよいと考えますので、本文では「情報提供の実効性確保」を「提供した情報が、実際に消費者の元に届くこと」等に変更してください。

5. 各都道府県・市町村での消費者教育推進の支援〈V 1 (1) 関連〉

(1) 基本方針に則って都道府県や市町村への支援を確実に実行してください

この基本方針素案は、消費者教育の推進に関するさまざまな要素が総花的に網羅されています。しかし、基本方針を踏まえて、これから消費者教育推進計画の策定や地域協議会の設置をすすめる各都道府県や市町村にとっては、どこに焦点をあてて見ればよいのかわかりにくいのではないのでしょうか。

都道府県や市町村の取り組みへの国の支援（基本方針の内容の詳しい解説や具体的な施策の事例に関する情報提供）については、この基本方針素案に明記されているところであり、基本計画の策定後は、都道府県や市町村への支援を確実に実行してください。

(2) 地域協議会を機能させる仕組み構築への国の支援を明記し、実行してください

消費者委員会は、2012年12月25日の意見で、地域協議会を実効的に機能させるための仕組みの構築を求めています。恒常的な財源・人員不足の問題に直面する多くの地方自治体や学校教育の現場から、新たに地域協議会を立ち上げることによる負担の増加や地域協議会による取り組みの実効性について懸念する声が出されていることを踏まえ、既存の取り組み・枠組みなどの有効活用や地域協議会の活動への支援などを求めるものです。地域協議会を実効的に機能させるための仕組み構築への国の支援についても、上述の「国の役割」の項とV 1 (1)に、より具体的に明記してください。また、基本計画の策定後は、都道府県や市町村への支援を確実に実行してください。

6. 基本方針の達成度の検証：全都道府県での消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置、「指標化に関する調査研究」の取りまとめ時期は、具体的な目標を設定してください〈V 2 (2) 関連〉

基本方針の達成度を検証するための指標については、消費者教育推進会議での議論の結果、具体的な指標（消費者庁の消費者意識基本調査で「消費者教育を受けたことがある」と回答した人の割合など）の明記は見送られ、「指標化に関する調査研究の実施」との表記に留まりました。しかし、消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置については具体的な目標を設定して、取り組みを促すべきだと考えます。すべての都道府県での消費者教育推進計画の策定と地域協議会の設置については「5年」などの目標をV 2 (2)に明示し、その目標達成に向けて、都道府県と市町村での取り組みと国の支援を着実にすすめてください。また、「指標化に関する調査研究」についても、取りまとめ時期をV 2 (2)に明記してください。

なお、V 2 (2)にある「更なる指標の検討の必要」は、基本方針素案に具体的な指

標が盛り込まれていた時点での記載がそのまま残っているものと思われるので、「指標化に関する調査研究」にあわせて記述をしてください。

以上